

常滑武豊衛生組合建設工事等 指名審査会設置要綱

平成15年6月20日
要綱第1号

改正 平成19年 3月22日要綱第1号

改正 令和 4年 5月31日要綱第1号

(趣旨)

第1条 この要綱は、常滑武豊衛生組合の発注する工事、資材の購入及び委託業務（以下「工事等」という。）の候補者を厳正公平に審査し、適格業者を選定するため、入札審査事務の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 入札参加業者の決定に関する事務を処理するために常滑武豊衛生組合建設工事等指名審査会（以下「審査会」という。）を置く。

2 事務局は、常滑武豊衛生組合に置く。

(構成)

第3条 審査会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は次に掲げる職員をもって充てる。

(1) 常滑武豊衛生組合構成市町の副市長及び副町長

(2) 常滑武豊衛生組合構成市町の担当部課長

(3) 常滑武豊衛生組合場長

(4) 審査会が必要と認め、会長が任命した者

(会長)

第4条 審査会に会長を置き、会長は管理者の属する市町の副市長又は副町長をもって充てる。

2 会長は会務を総括し、審査会を代表する。

3 会長に事故がある時は、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代

理する。

(会議)

第5条 審査会は、必要な都度、会長の招集により開催する。

- 2 審査会は、委員の過半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 審査会の議事は、出席者の全員で決する。
- 4 会長は、審査会に説明のために担当者の出席を求めることができる。
- 5 会長は、審査の結果に基づき候補者を選定した場合は、入札指名業者決定調書（様式第2号）を作成し、遅滞なく管理者に報告しなければならない。

(庶務)

第6条 審査会の事務は、常滑武豊衛生組合において処理する。

(審査基準)

第7条 指名競争入札及び随意契約によるもので次に掲げるものは、審査会に付議しなければならない。ただし、特殊な工法を必要とするもの及び特殊な物品の購入、又は管理者が特に認めたものはこの限りでない。

- (1) 建設工事で設計金額が500万円を超えるもの
 - (2) 設計、監理、測量等の委託業務で設計金額が300万円を超えるもの
 - (3) 製造の請負、物品の購入で設計金額が300万円を超えるもの
- 2 前項の各号に規定する基準に満たないものについては、組合構成市町が定める格付に基づき、常滑武豊衛生組合において指名候補者の選定を行うものとする。
 - 3 審査会は、一般競争入札に関し必要な事項を審査することができる。

(原案提出)

第8条 常滑武豊衛生組合において前条第1項の規定に該当する工事等が発生した場合は、常滑武豊衛生組合は工事等の内容及び指名候補者選定原案を様式第1号により審査会に提出しなければならない。

- 2 入札参加の指名候補者の選定原案を作成する場合は、次の各号に留意しなければならない。

- (1) 建設工事等指名業者名簿に登載されているもの、又は特別の法律により設立された法人若しくは公益法人
- (2) 手持工事等
- (3) 当該工事等に対する地理的条件
- (4) 工事等の施行についての技術的適性
- (5) その他管理者が定めた基準

3 工事等の発注において組合構成市町内の業者を優先して指名することができる。

4 災害等で緊急又は短時間で完了する必要があるとき及び特定の機械若しくは技術を必要とするときは前2項の規定にかかわらず、業者を選定することができる。ただし、この運用については、過去に常滑武豊衛生組合において同種の工事等の実績を有し、その成績が特に優秀と認められるものに限る。

5 入札参加者の人員は、別表の基準による。

(報告)

第9条 常滑武豊衛生組合場長は第7条の契約をした場合は、工事等の契約の結果を審査会に報告しなければならない。

(遵守事項)

第10条 会長、委員及び事務取扱者は職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

附 則

この要綱は、平成15年7月1日から施行する。

附 則 (平成19年3月22日要綱第1号)

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年5月31日要綱第1号)

この要綱は、令和4年5月31日から施行する。

別表

建設工事等の発注額と入札参加人員

(1) 建設工事（建築一式工事、土木工事、上下水道工事）

工事の設計金額	参加人員
3,000万円以上	8人以上
1,000万円以上～3,000万円未満	7人以上
500万円以上～1,000万円未満	6人以上

(2) その他の専門工事（電気、給配水、空調関係、その他専門工事）

工事の設計金額	参加人員
3,000万円以上	6人以上
1,000万円以上～3,000万円未満	5人以上
500万円以上～1,000万円未満	4人以上

(3) 製造の請負、物品の購入及び委託業務

製造の請負、物品の購入及び委託業務の設計金額	参加人員
3,000万円以上	6人以上
500万円以上～3,000万円未満	5人以上
500万円未満	4人以上